二　前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ　第二項各号に掲げる業務であつて、当該労働金庫連合会、その子会社（法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他第一項に規定するもの（第五十一条第一項第一号及び第二項第二号において「当該労働金庫連合会等」という。）の営む業務のために営むもの

ロ　第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等（法第五十八条の五第一項第二号に規定する証券専門会社（第五十条第二号において「証券専門会社」という。）又は同項第三号に規定する証券仲介専門会社（第五十条第二号において「証券仲介専門会社」という。）をいう。第五十一条第一項第二号において同じ。）を子会社としていない場合にあつては第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する労働金庫連合会が法第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合（当該労働金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

18‖　法第三十二条第六項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号、第五項第九号、第六項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項並びに前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十六条　法第五十八条の三第二項本文（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八　労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

［2・3　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第十号に掲げる会社（第四十七条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

15‖　法第三十二条第六項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十六条　［同上］

［一～六　同上］

七　労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八　労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

［2・3　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］